◎介護予防·日常生活支援総合事業 変更届等作成時 Q&A

- 新規指定を希望しているが、手続きが必要か。
- →事前相談と指定予定日の3か月前の月末までに書類提出をお願いいたします。
- 申請者について変更事項が発生した。事前相談を行い、指定を取り直さないといけないか。
- →必ずしも指定を取り直す必要はありません。 ただし、他市に所在する事業所の場合は、詳細について確認を行います。
- ・変更事項が複数ある場合、それぞれ変更届の提出が必要か。
- →1 枚の変更届にまとめて記載することが可能です。 また、令和4年度の様式改正により押印は不要になりました。
- ・施設の所在地は他市にあるが、現在羽村市の指定を受けている。 この場合も、変更事項が発生する度に変更届の提出が必要か。
- →変更届の提出が必要です。
- ・登記を提出する場合、原本の提出が必須か。
- →基本的に原本の提出を求めています。 ただし、複数自治体に同様の書類を送付する場合などは、コピーでも可。
- ・加算の新規取得・変更を行いたい。提出書類は何か。
- →「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る届出書」と「体制等状況一覧表」 の提出が必要です。

様式は市公式サイト「介護予防・日常生活支援総合事業の指定等の指定について」 で公開しています。

また、サービス提供体制強化加算(通所型サービスのみ)を算定する場合は、サービス提供体制強化加算に関する届出書の提出もお願いいたします。

なお、(特定) 処遇改善加算・ベースアップ加算の算定を希望される場合は、 上記 2 点に加え、「計画書」、「報告書」の提出が必要です。

詳しくは市公式サイト内「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書について」のご確認をお願いいたします。

◎問い合わせ先

羽村市 福祉健康部社会福祉課庶務係 内線 477·478